

第五回 参議院労働委員会 會議録 第十五号

(三續)

昭和二十四年五月十七日(火曜日)午前十一時開会

本日の會議に付した事件

○労働組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働関係調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山田節男君) これより委員会を開会いたします。労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。ちよつと速記を止めて。……

〔速記中止〕

○委員長(山田節男君) 速記を初めて。

○原虎一君 私の質問の要点は、労働組合運動を法的に取締るといふことによつて、目的が達成するのでなくして、やはり熾激な労働組合運動が行われておるといふことは、社会的欠陥であるから、社会的欠陥より起るものであるから、その社会的欠陥を取除くことに具体的努力が拂われなければ、法律を如何に改善し、或いは取締る、法律を変えて改正しても、それによつて目的を達するものではない、こういう質問の要旨であつたのでありますが、総理の御答弁はその後速記でありますが、ただ私の質問が政府が取締るといふだけの考えであるといふことに、重点をおいて、附かれておるようであります。私はむしろ吉田民自党總裁として、或いは今日の吉田内閣の総理として、

て、社会的欠陥を取除くための、具体的な方法をお持ちになつておるならば、聞かして貰いたい、こういう質問をいたしましたのであります。これに対する総理の御答弁は、速記にあります。が、健全な労働組合を助長するためには、政府は十分にこれらの運動の発達に、或いは組合の発達に飽くまでも助力するつもりでおるものであります。従つて政府の考え方については、更に御再考を希望いたします。私に考え直せ、こういう御答弁でありましたが、私は考え直すよりか、尙一層政府のいわゆる総理が考えられる熾激な労働組合運動が、起つて来るというこの社会的欠陥を、取除くための民自党内閣の総理として、如何なる具体的方策をお持ちになつておるか、これが非常に大事なのであります。この点についてお聞きしたいのと、総理は一体健全なる労働組合とは如何なるものか、どういふ労働組合を健全とお考えか、この二点をお尋ねしたいと思ひます。尙続いてお伺いしたいと思ひますが、先ずこの二点についての総理のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) この間議場において、私の答弁が簡単にすぎたがために、御了解ができなかつたかと思ひますが、簡単に申し上げますれば、その通りであります。即ち社会の欠陥を取除くについて如何なる方策があるかとおつしやられれば、無論欠陥を取除くことにおいては政府としては万全の策を講ずるつもりであります。その方法の一つとしては、或いは健全なる組合の発達を助長するということも、一つの方法でありましようし、又失業対策等についても労働者、労働勤労大衆の生活を保障するというのがために、それぞれいろいろな例えは社会保険とかいふような方策等も講じて、いわゆるお話しした社会的欠陥を取除くことにおいては、万全を期したいと思ふのであります。従つて又取締ばかりを決して政府としては、考えておるところではないといふことを申ししたのであります。健全なる組合といふことは、労働大臣からしてお話ししたものでありましようが、民主的にして各々その考えなり、思想なりを述べる、十分発露し得るやうな、民主的な組合を育てるというふうに、政府は飽くまでも協力するといふ考えを以て臨みたいと思つておるのであります。

○原虎一君 総理が御答弁なされます場合に抽象的……私は今日の政治は抽象的であつてはならん、やはり具体的な問題についてお互いが忌憚なく検討して行くということが必要だと思ひます。総理は社会的欠陥を取除くために万全の策を講ずる、併しその中には失業対策もあるといふお話であります。が、私は現に今日起つておる問題、又起らんとしつゝある問題に対して、総理が労働組合を如何なる対象として考えおられるかといふことに、疑問を懐かざるを得ないのであります。今日大きな問題、且つ労働者にとつて大きな問題は、御承知のように行政整理によ

る職官と、九原則に基きますところの民間企業の労働者の整理の問題であります。この問題に対して総理は例え公務員の、この職官に際しては十分な失業手当、退職手当という問題が処理されてない、確立されてないで、相も変らず首切を断行しようとする、それから九原則に基づいて起つて来ますところの民間企業の失業に対して、失業対策は決して重視されておると思われないのであります。と申しますのは、先般労働委員会でのこの方面の重要な関係、立場にある安本長官の説明を求めましたところが、内閣に失業対策審議会というものを総理の指令によつて作つておる、従つてこういうところで根本的に失業問題の対策が行われるのだ、こういう答弁がありました。ところがこれは決して民主的なものと私は思ふない、いわゆるあなたの指命によるところの與党側に立つ人間のみに以て失業対策審議会を置かれる、安本長官はこれに非常に重点を置かれておる。つまり、官房長官はこれは單なる諮問機関程度で、大したものではない、従つて議員がこの委員になる場合におきまして、国会法三十九條の但書の承認を得る必要もないのだといふくらいに軽く考えておるといふ、こういう矛盾したことが行われておる、失業対策といふものを考えるときに労働組合の代表者も入れないで、與党だけの委員を以て作られるといふところに、果してあなたは労働大衆の意思を尊重し、社会的欠陥を取除いて行くといふ積

むを得んといたしましても、こうい  
う、ついで来るところの破綻から来る  
ところの犠牲者を救済するとか、或い  
は他の方面に向けてその生活の途を  
らしめるということに深い考慮が拂  
れないでいられるところに、今御答  
弁のように万全の策を講ずると言われ  
るところの対策はできないのでありま  
す。こういう具体的事実によつてのみ  
労働大衆は政府の施策に対して判断  
し、批判し、賛否を決めるのでありま  
す。従つてこういう問題についての総  
理の今後これに対するお考えを明ら  
かにされたいと思つてあります。

○國務大臣(吉田茂君) 政府の施策に  
ついて御信用がないと言われればそれ  
だけの話であります。併しながら政府  
としては何を言つても行政整理を  
して日本の再建、経済の再建をしなけ  
ればならない、これは目下の状態にお  
いて必要欠くべからざることであり  
ますから断行いたしました。その結  
果失業者が出た、その場合には失業対  
策については相当の考慮をするといふ  
ことはしばしば機会のある毎に報じて  
あつたところであります。その政策が  
信用ができない、或いは期待されない  
といつてここに攻撃になれば、それは  
いたし方ない話であります。政府と  
して十分失業対策その他について万全  
を期する考えであります。

○原虎一君 ただ私は攻撃をいたすと  
いう考えではありません。即ち民主政  
治は思想の政治でありますけれども納  
得政治であります。ファシションは納  
得はどのようでもよいのであります。命令  
でやるのでありますから、御承知のよ  
うに私が申すまでもなく、その点深く  
経験、知識を有せられる総理でありま

す。数によつて國會多数を有するから  
何でも数によつて御する、それが民主  
政治ということではあり得ないのであ  
ります。十分に國民の納得、反対党の  
納得の行くだけのものが説明されなけ  
ればならぬ、私は今申しましたよう  
に、失業対策といふものに對しては、  
政府は十分な万全の策を講ずる考え  
である、こう言明され、その具体策と  
しておやりになつておられる一つの重要な  
失業対策審議会に一体自覚だけのもの  
を、與党だけのものを以て構成し、勞  
働組合の代表者も、労働組合の代表的  
な立場にある人間を一つも加えないで  
これをおやりになる。これが果して勞  
働大衆の、いわゆる健全な労働組合の  
発達を助成するところの意思を持たれ  
る總理のやり方としては即ち納得がで  
きない、即ちあなたのやられることを  
攻撃して私は事足りるのではありません、  
日本の前途を憂うるが故にあなたのや  
り方についてやはり納得が行くように  
あなたの意思に対して十分我々は尋ね  
るところの義務があり権利もあると思  
つておる。單に政府のやり方を攻撃し  
ておるという考えでありますれば何をか  
言わんやです。具体的やり方について  
我々はそれが如何なる意図によつて  
政府がなされておるか、又我々は國民  
としてこれをどういう考えで見るべき  
得ないか、一体政府はこれに對してど  
ういう考えであるかと当然尋ねるべき  
責任があり義務がある、失業対策審議  
会の構成一つを見ましてもどうも我々  
は納得行かない、これに對してただ政  
府のやり方について攻撃されるのであ  
りますればそれまでだといふ御答弁は  
我々は余りにも情ない御答弁で、もう  
少しお互いに國を憂うる者としてお互

いに眞剣にこういう問題を考える立場  
であつて欲しいと思つてあります。

○國務大臣(吉田茂君) 今お話であり  
ますが、我々も決して多数を占めたか  
らその多数で押切ろうという、いわゆ  
る非民主的な考えは毛頭持つておりま  
せん、従つて又そういう意思であらうと  
断定せられて政府の施策をお考えにな  
らないように希望したいと思つて  
おります。それから又失業対策審議会  
もまだ構成ができておられません。  
のみならずその構成の中には労働大衆  
側からも委員を入れる考えでいたして  
おるので、單に自分の與党ばかりの者  
を以て構成する意思は毛頭ないのであ  
ります、以上お答えいたします。

○委員(山田節男君) 吉田總理は  
急ぎになつておるのですが、御質問が  
ございまして極く簡単にお願いた  
します。

○村尾重雄君 現下非常に經濟情勢並  
びに労働情勢は行き詰つておるのであ  
ります。その行き詰つておる上に、九原  
則を遂行しなければならぬ重荷を  
担わされた日本の經濟並びに労働事情  
の前途には、非常に又大きな困難が横  
たわつておると思つてあります。こ  
れを乗切するためには、又九原則を遂行  
するためには、今後企業者側の方の協  
力も勿論であるが、即ち労働者、働く  
人の非常なる協力を得なければならぬ  
といふことは、總理が度々要望されて  
いるところでもあります。特に私達が考  
へますには、今後のこの九原則の遂行  
及びこの困難なる經濟事情を乗切るた  
めには、單に働く人の協力の線だけで  
はなくて、これを乗越えて、その犠牲  
を拂つて貰ふことを望まなくては、職  
性の負担なくしては、日本の現況を乗

切ることが私はできないと思つて。そう  
いうような現下の事情の下において、  
実は労働組合を弱体化すとか、又労働  
組合の今後の罷業及び交渉を却つて弱  
体化するとかいふような、非常に改悪  
とみなされて、全部日本の労働組合の  
反対を起している今日の情勢におい  
て、労働法規の改正といふことをなさ  
すことは非常に私は間違ひではない  
か、却つて摩擦を起すような、こうい  
う労働法規の改正はなさらない方が私  
はいいのではないか、こう思つてです  
が、總理の考え方を伺いたいのであり  
ます。それと今一点は御承知のよう  
に最初閣僚各々から労働法規の改正を  
上げるべき指示があつた、それに對し  
て第一次吉田内閣の下において、これ  
が改正に着手されて、続いて第二次吉  
田内閣が生れてからこの問題を継続さ  
れた。その間G.H.Q.から一度二度三  
度、又労働省において第一次、第二  
次、第三次といふいろいろの試案が組  
まれたといふことを聞いていたのであ  
ります。が、一番最後の政府案を決定  
するために、衆議院の倉石労働委員長  
並びに鈴木首相が、いわゆる政府と民  
主自由党の意見が代表して、例えば最  
後案折衝のとき、喧嘩に互に團體交  
渉の禁止とか、又産業を危殆に陥れ  
るゼネストの全面的禁止とか、こうい  
う條項の内容については又後藤錦平男  
相にお尋ねすることになりましたが、  
即ち民主自由党並びに政府が考へてい  
る、もう一ついへば日本の経営者が、日  
本の資本家側の希望するところの線に  
副つて、最後案の労働法規をG.H.Q.  
と決められるときに、それが全面的に  
断わられて、拒否されて、全面的に政  
府の最後の意圖といふものが当時入れ

られなかつたために、民主自由党内部  
においても相当紛糾があり、又政府に  
おいてもこれは暫定的に今自分が考へ  
ているように、思ふようにならなくと  
も、今後暫定的に段々自分等が考へて  
いるような方向に変えて行こうとす  
る、こういうような考え方に變えられ  
たといふことをば、四月十日を中心と  
する四月十五日までのG.H.Q.との最  
後の交渉において、どういふ腹を決め  
られたといふことを伺つておる、この点  
から考えますと、今度政府が提案にな  
つた労働法規の改正そのものが肚から  
満足されておらないと思ふ、即ちあな  
た自身が今度の労働法規の改正案に對  
して肚から満足された法案だと考へて  
おられるのか、これは非常に不満な  
ものだ、併しなによりもまだどういふ  
点についてあなたの考え方を聞  
きたいのであります。尚もう一つ足し  
て、では若し最後の案の折衝のときに一  
應民主自覚の意見、政府の意見として傳  
えられた暫定的に今後しばしば機会を  
見て労働法規を變えて行くとか、又勞  
働法規を次の機会を見て改正するとい  
う点についてのお考え方を聞きたいと  
思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) この度の改正  
は政府としては改悪なりと考へて提出  
いたしておるのではないのでありま  
す。又この労働法規が不満足であるが  
暫定的に出すのだ、又與党内の、若し  
くは閣内においていろいろ反対論があ  
つたことは事実ないのであります。又  
今後情勢に應じて法律が變ることがあ  
り得るものであり、又變えるべきであ  
らうと思ひますから、必要に應じて變  
えることはあり得ることです。

併しながら今日は止むを得ないからこれだけで満足して出したというふうな無責任な考えで提出したのではないのではありません。

○中野重治君 総理大臣はお忙しいので、すか簡単な質問をします。一つは総理大臣の施政方針演説の中にあつた経済愛國主義というものはどういふものか、その後分りませんか、経済愛國主義というものはどういふことかといふこと、それが一つ、第二は労働組合法の改正案というものは経済愛國主義とどういふ関係にあるか、これが第二、第三は今まで労働大臣その他の答を聞いていますと、これは役所の性質上そういうことに自然なるのかも知れませんが、一種のセクシヨナリズムが感じられます。それで例へば政府未支拂が四百二十七億あるというふうなことは直接労働省は責任を持つていないというは御尤もなわけ、そういう政府未支拂の、これの支拂いか、或いは資本家が労働者に支拂すべき賃金を食つてゐるというふうなことは、昨日のお話ですが、資本家が労働者に支拂すべき賃金を支拂わないうで、これを食つてゐるというふうな場合は労働者に債権が永久に残るのだというふうな答えがあつたわけ、それはそれに違ひないけれども、こういう事情は、そうならば労働者は死ぬというところなんです、そういうふうな点について総理大臣としては直接労働者の管轄事項でない、こういう大きな問題については政府として直ぐ打つべき手を打つという答えをここで得られるかどうか、これが三番目です。それから四番目は今総理大

臣から健全な労働組合というものはどういふものかといふことについての簡明な答えがあつたわけですが、健全な労働組合とはどんな労働組合か、その他労働組合関係の人の違ひの答えと大臣の答えとの間に食違ひがあつた場合は、総理大臣の答えを中心にして統一させるべきものところ考えていかどうか、この四つです。

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたしますが、経済愛國主義というものは、これはその字の示すがごとくに、経済を以て日本の復興を助ける、助けたいという主義であります。その主義にこの労働法改正法が合するかと合しないか、政府は合してゐると考えたから提出したものであります。今の賃金云々と主管大臣の言ひことが相違ひがあるという場合についてのお話でありましたが、相違ひがあつた場合にお尋ねを願ひたいと思ひます。我々は主管事務については主務大臣が責任を持つてせられることとありますから、主管大臣の主張は、これは内閣の主張なりと考えて私は飽くまでもその線に同調するつもりであります。でありますから食違ひはない筈であります。理論的に申せば……。

○委員(山田節男君) 総理大臣お忙しいです。今一つです。○中野重治君 今のことに關して、今の今の総理大臣の答へに關して、この政府支拂の遅れておるような分、こういうものはこれを督促して支拂うまでは……。

○國務大臣(吉田茂君) これは私から申せばあり得ないといふのであります。す理論的に申せば……。

○中野重治君 事実ここにありますが、それについてお尋ねいたします。健全なる労働組合の定義を、自主的にしてそれに属する人々が自己を発露し得る、とき組合といひ言葉で、これは私と全く合致するので甚だ喜ばしいのですが、現に五月七日の衆議院の労働委員会の速記録を見ますと、政府委員の……話をされて、そして或る委員の……問に對して……ううに答えて……問、そうすると結局この法案に従うような組合を稱して、政府は自主的、民主的健全な組合、こゝ理解しておるというように解釈してよいわけですね。政府委員「さういふ心得ております。」こゝあります。これは一つの小さな実例ですが、こゝいうようなことが、欺瞞しておるところである。つまり政府は一つの改正案を出そうとしておる、この改正案に合致するものが健全な組合だ、つまり政府が改正であるか改悪であるかは別として、政府の案に副るものが健全な組合である、そうする

と政府の案に副るものはつまり健全な自己発露といふことになる、こゝなりまのだから首相といひゆる論理的な食違ひはそこにあるわけですね。そういう場合に私は首相のお言葉に労働組合関係法規當事者の根本解釈は統一されたい方がいであらう、こゝ私は考えるのであります。

○國務大臣(吉田茂君) 私その間に食違ひはないと考えております。その間に食違ひはないと考えておりますからお話のような御議論は私においては……。

○中野重治君 答へることができない……。

○國務大臣(吉田茂君) 答へることができないのじやない、理解ができないのであります。

○中野重治君 そうすればもう一度理解を願うために言ひます。政府はこゝで……総理大臣は退席するんですか。

○委員(山田節男君) 二十五分までということをお願いしておりますか。

○中野重治君 そういふことは前に予告されてゐるんですか。

○原虎一君 止そう。総理大臣に歸つて貰つていいといふことは誰も言ひはしないよ。委員長議事進行……総理は今委員長に斷つて歸りました。委員長は許可を得て歸られたんですか。

○委員(山田節男君) 断られまして。○原虎一君 それは委員長皆んなにお諮りすべきじやありませんか。

○委員(山田節男君) 諮らうとしたとき歸られたのです。

○原虎一君 休憩して本問題は別に討議いたしましたしやう。休憩の動議を提出いたします。そんな馬鹿なことがあるか、二十五分までというの予告してあつたんですか。

○委員(山田節男君) 予告してない。

○原虎一君 予告は聞いていない。それはまずいですが、まだ我々は質問が残つてゐる。委員長……休憩。

○中野重治君 今労働大臣が結末のつくまでお持ちしようかと言ひましたね、労働大臣、ちよつと待つて下さい、いつまでいふ筋道になるのですか、筋道をはつきりしないと……、私は全部総理大臣が忙しいことは分つております。

○原虎一君 委員会中は総理と雖もこれは委員長の権限に依るんじやないか、委員長はなめられておるんじやないか。

○委員(山田節男君) どうでしよ、五分程休憩して、今は歸られるのは一般の許可を受けられたわけではない、ただ最初から今日は見えられないといふのを特別に願ひして。

○中野重治君 今日見えられないといふのなら何も……。

○原虎一君 今日は見えられないといふのではないのです。委員長。昨日は陛下が九州の方面においでになるのこの見送りをするために出られないといふのでから私共は昨日はよして今日必ず出られると言ひながら、今日総理を待つたところが、先程になつて総理大臣は都合が悪いから明日にして呉れと言ひるので、それは止むを得ん、としておりました。ところが総理は来ると言われた、二十五分間しかおられないなら今日は来て貰わんでもよかつ

た、来て貰つた以上は委員長長の権限にある、委員長は全体の許可を得ずに帰るという事は、そんな議員の審議を無視するような総理ならば、我々は考えなければならぬ。

○門屋盛一君 原委員が言われる通りである、更に重要な問題は、政府は成るだけ早く審議を上げて呉れということをお願いされておる、早く審議して貰いたいために、政府がそれだけ熱心に答へなければならぬ、問に対してお答えをして貰わなければならぬということ、私は総理大臣に本会議で要求してあるのです。それはこういうことなんです。法案をどうにかせよ、審議をどうにかせよ責任は始終政府側にあります。初めから分つておれば……それで質問を打切つて又明日でも明後日でも延ばすということもある、そういうこともいいのだから、予定して計画して昨日と今日くらいに質問を打切ることに、計画的に政府の方に同調的に考へておる、それにも拘わらず今の態度は何というのですか。又委員長もです、個人の委員長じゃないんだ、委員会の権威ということも考へて貰いたい。

程休みたいと思ひますが御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(山田節男君) それでは十分間程休みたいと思ひます。  
午前十一時四十八分休憩

午後二時三十一分開会

○委員長(山田節男君) それでは委員会を再開いたします。都合によりまして午後二時から再開いたしますこととします。これをもつて休みたいと思ひます。  
午後二時三十分休憩

○委員長(山田節男君) これより労働委員会を開会いたします。  
○原虎一君 議事進行について……

○原虎一君 午前中の会議における吉田総理の態度は明らかに本委員会の審議権を軽視し無視したところと思ひます。これに対して、委員長として然るべき手続をされてあるのか。その報告があつて然るべきだと思ひます。委員長から然るべき報告を聞きたい。

○委員長(山田節男君) 今原委員の御発言については、只今総理大臣がお見えになつたとき、その事情を質した上で御報告申し上げたい。時間の経路上総理も衆議院の方の本会議の質問が済んだら直ちにこちらにお見えになることになつております。午前に引き続き一般質問を続行したいと思ひます。

○原虎一君 先程私が申しました総理の本委員会に対する午前中の態度というものは明かに国会議員の審議権を軽視している、無視している態度、その

○委員長(山田節男君) それでは十分

処置をしないで直ちに進めるといふことは理事会でも開かれた結果か、或いは総会に諮られたのですか、そういうけじめをつけないで、委員会を再開されるという事は大いに異議があるのです。

○委員長(山田節男君) どうでしょう。総理大臣がお見え下さるのですから、お見えになつてからその理由を質して、皆さんにお諮りする、又総理から御説明があるだろうと思ひます。

○原虎一君 私は委員長自身にお尋ねいたします。ああいう態度をとられた問題を不問の中にやるということは、私は委員会のいわゆる権威に關するばかりでなくして、今後こういうことがあれば審議に非常に支障を來すのであります。それは総理大臣というものがどういふ事情があるかも知れませんが、午後の開会勢頭に来て弁解なり陳謝なりがある筈じゃないですか、それならさらないで、委員長はべんべんと委員会を進めて行かれる考えですか。それは私は單に野党であるから総理の責任を追及するといふやうなものでなくして、明かに委員長自身に対する……委員長が承諾を與えて総理が帰つたわけだといふ私は聞いてゐる、そういう行動であつて、少くとも御承知のやうに国会法によれば、議長を通じて、政府、國務大臣の出席を求め、法規に基き出席であります。そうならば法規に基いて、委員長の了解なしに、承諾なしに帰つてしまふといふことは、國務大臣としてとるべき態度でない、そういう問題を忍びに、この委員会を進めて行くといふことは困難である、又本委員会の権威に關する問題であります。そういう問題を総理がいつ来る

か知らんけれども、総理が来て弁明によつては、本委員会において、十分討議されなければならぬ、そういう事態があるにも拘わらず、簡単に総理が来て弁明するといふ話であるから、この委員会を続けて行く、こういうことについて私は納得できないのであります。

○委員長(山田節男君) 今の原委員の発言についてお答えいたしますが、実は先程の午前の委員会において総理大臣がこゝを去られたといふことについては、労働大臣を通じて抗議をしてあるわけなんです。それに対して今後総理大臣は衆議院の本会議で緊急質問が済むや否やこちらに來る、こういう御回答であります。その間の事情についての総理大臣の釈明があり、或いは他の発言があるものと私は信じております。時間も経ちますので、それまで一般質問を続行して頂きたい、こういうやうにお願ひしたいわけなんです。

○原虎一君 それならば会議に掛けておやりになるべきで、委員長の権限で理事會を開かれたかどうか知りませんが、委員長の権限でこれから會議を続行するといふことは我々は了承できない、どういふことを政府に向つて警告を發し、総理に対して注意を與えたか、そのことも報告なしに、どういふ事情であらう中野委員の質問中に突如として席を立つて立つて行つたか。そういうことで総理自身がこの委員会なればともかく、我々は委員の権限、國會議員の権限として手続をとつて出席を求めて、それが委員長の承認を経ずして、委員長は委員長の了解を得ないで、突如として歸つた問題を、何ら

結果をつけずに、委員会に諮ることもなく、理事会にも相談をされることなして、総理に後から弁明を聞いて、委員会を開くといふことに我々は了承できないのであります。

○委員長(山田節男君) 今の原委員の発言ですが、先程のお説には今私の回答申し上げた通りで、最初に申し上げたことを、後程に又申上げて申訳ありませんが、それを簡単に最初に申上げて、そういう了解の下に委員会を再開して一般質問を続行したい、こういうわけでありまして、御異議ありませんか。

○中野重治君 そうするといふやうに理解していいのですか、この委員会としては、これは私の質問中総理大臣が鳥の立つやうに出て行かれたのだから、私としては余り言いたくないけれども、委員会としてはお聲前に総理大臣が席を立つて行つたことは委員会に出席した大臣として不当なやり方で出て行つたといふことを我々委員会として認めて、その意味で委員会が労働大臣を通じて、吉田首相に抗議を申込んである、こゝう理解していいのでありますか。

○委員長(山田節男君) 私はそういういたしました。

○中野重治君 それが委員会でも認められれば、私としては格別異議はありません。

○一松政二君 私は先程の総理大臣が退席されたことについては何か誤解があるかと思ひます。それで総理大臣としては一應委員長の承認を経て歸つたものとして、私の想像ではそういうふうには了解された。その点については、私は主管大臣である労働大臣が何かメモを渡されて、総理大臣に渡され

たのか、委員長に渡されたのかはつきり分らない、それから労働大臣の発言が委員長に対して発言したのか、中に総理大臣がおられたものだから、総理大臣は自分に言つたものと思つて、私は処置されたように考えられる、それでありますから、総理大臣みずからこの委員会を軽視したり、或いは委員会の意向に反して勝手に立つたものでないかと私は信ずべき理由があり、その間に私は私はその事情を委員諸君に労働大臣みずから説明になつて御了解を求めて貰いたいと私は提案したいのであります。

○中野重治君 私は一松委員の提案に不賛成ではありませんが、お言葉の中に、何か誤解があつたというのには総理大臣側の誤解というわけですか、委員長側の……

○一松政二君 総理大臣の誤解です。

○委員長(山田節男君) 如何でしよう。今一松委員からの御発言でございすが、一松委員の御提案のように、一つ労働大臣からその間の経緯を御説明願うようにして御異議ございせんか。

○原虎一君 私は労働大臣からの説明であります、それに強いて反対するものでありませんが、一体我々からあの午前中の総理のつた態度についてかくのごとく要求しなければ主官大臣も政府として弁明をする必要ないと思つておりますか。私共はこの会議の勢頭になんとなく労働大臣からその弁明があつて然るべきで、総理は何故に午前中の態度に対して、誤解があつてそういう態度をとつたにしても、それは委員会の審議を軽視した態度であること

とは事実であります。そういう問題について委員会から要求があつても政府委員は弁明をする必要がないというお考えでありますか。或いは総理大臣がするであろうから、労働大臣は黙つておるといふお考えであるが。私共は誠に委員会に審議に対する政府当局の考えが了解に苦しむのであります。

○國務大臣(鈴木正文君) 実は先程ここに参りましたときに委員長からその間の説明があるならばと云々言われたいけれども、丁度委員会自体の何と云々言われたいけれども、委員会の持つて行き方の問題と一緒に話されておつたので、委員会自体の問題には私共はどうも云々云々を容察すべきじゃないからと思つて、先づき委員長にお断りしたのであります。私自身としてこの間のことを御報告といひますか、御了解を得たいという気持は持つておつたのでございすが、原委員に指摘されたからという味意では決してありませんが、今申し上げましたように午前中に引続いた委員会のどうこうというふうなことを話しておられましたから、私といたしましてはそれのときには委員会自体の運営の問題であるから発言は控えておつたわけでございます。午前中の問題でございすが、メモは私自身が書いたメモでもありませんし、私自身が委員長にお渡ししたメモでもありません。恐らく政府委員が誰かに出席の時間をお話しておいたのだらうと思ひます。それから大体二十五分というところは入つて来たときに委員長のところのメモを見て了承しておりました。それが過ぎて参りましたので、私が委員長に対してまして、もうそろそろ時間だから成

べく質問を簡単にして頂きたいということを一二度申しました。そうしてもうそろそろ時間じやありませんかと云つたことは事実であります。その外には何にも発言いたしません。総理がどういふふうにお聞きになつたかという問題も、別に私自身から総理にそのことを聞き質してはおりません。そうして午前中のああいふふうな状態でありましたから、早速私も大臣室まで参りまして直ぐもう一度出て貰おうと思つて参りましたときに非常に急いだと思ひました外に出ておられた。それから探しましたけれどもなか／＼連絡がつかず、二時に、今は二時半に参りました。そのときは二時に緊急質問を受けると分りましたからそれでどういふ状態であるから御出席を願ひたいというところを直ちに秘書官を通じて申入れておきました。そうして先づき出て参りましたから直ぐ私が会しまして事情をお話しましたら出席せられるというお話でありました。それ以上に複雑な推移たような推移であるというわけでございます。

○中野重治君 そうすると一松委員の言われた誤解云々の問題は労働大臣の解釈によればどうなつておられるわけですか。

○國務大臣(鈴木正文君) その点につきましては、私一松委員のおつしやつたようにメモを総理が御覧になつたか、或いは言葉をお聞きになつたかという問題につきましては、私自身は今申しましたように総理にお聞きしておりません。或いは又そういうようなこともあつたかと考えられますけれども、

も、そういうふうには私自身どうだつたという判定も想像もつきかねます。○中野重治君 労働大臣の解釈では誤解があつたかも知らんけれども、労働大臣の解釈する限りにおいては、それにタッチし得るがごとき形でない、問題は一松委員の解釈では総理大臣側に誤解があつたと信ずるというのです。が、どういふことになりませんか。

○一松政二君 私は先程鈴木大臣がもうそろそろいいのではないかと云つたところから、それは委員長に言つたのだか、総理に言つたのだか、総理の隣に委員長がおつたのだから、私は労働大臣の発言を総理の方では退席してもいいというふうに思はれたのではないかと思ひます。そうでなければ私は総理はあのこと退席されなかつたであらうと想像します。

○原虎一君 一松委員の御覧になつたことはどうであつたかも知れませんが、一松委員が再び委員長と呼んで、中野委員が再び委員長と呼んで、それは総理の答弁が終ると直ぐ呼んでおる、これは常識的に考へても、総理に重ねて質問するという態度であることとは誰でも納得できる、三十秒か一分でもおれば分るにも拘わらず、それを

出て行つたといふことは、我々はどうしても了解できない、誤解とは思へない、あのときに三十秒でも一分でもおつて各委員から一つも発言がなく、総理としては急ぐからもうこれでいいと思つて帰つたといふならば我々も了解できますが、中野委員が直ちに委員長と呼んで質問を続けようとしたにも拘わらず、総理が帰つておるのでありますから、單に誤解されて帰つたといふ

ふうには考えられない、又総理は二十五分しかおられないといふことについては、委員長は御承知であつたか知らんけれども、委員は誰も聞いておりません、殊に午前中これは私的な話でありましてけれども、鈴木労働大臣から今日も総理が出られないから明日にして貰いたいという申出がありました、出られない御都合がある以上は、我々も明日出られるというのを期待して、今日は労働大臣に対する一般質問をやる、こういうことでもおりますときに急に総理がお見えになつた、でありますから総理は少くともまだ十二時前でありまして、我々は二十五分しかないというところは知つておりません、委員長も恐らく知らなかつたのではないかと、委員長が知つておれば前以つて我

我にお断りがあつたであらう、そういうところに私は單なる誤解においてのみ総理があいいう態度をとられたとは思へない、これは総理自身にお聞きしなければ分らんことでもありますけれども、一松委員の言われたことをそのまま率直に我々は受容れるという状態になかつたことも十分にお考へ願ひたい。

○田村文吉君 私当時おりませんで甚だ失礼でしたが、暫く休憩されたらどうでしょうか。

○國務大臣(鈴木正文君) 委員長ちよつと発言中ですが、総理の方からこういう連絡が今参つております。衆議院本会議で緊急質問終了後直ぐ参ります。但しこれは終了後です。それからちよつと明確な時間は……

○委員長(山田節男君) 速記を止めて下さい。

午後二時五十一分速記中止



午後三時三十一分開会

○委員長(山田節男君) それでは休憩前に引き続きして労働組合改正法並びに労働法一部改正法律案に対する一般質疑を続行いたします。

○中野重治君 ちょうど今問題になった打切られた質問を簡単に一つ一つします。それはどういふわけであつたわけですか。総理大臣は健全なる労働組合といふものはどういふものかときかされて、それは自主的に自己を発露し得る、ところの労働関係は、そうではなくて健全なる労働組合といふものは、政府が今出そうとしてゐるこの労働組合法案に従う組合が健全なる労働組合だ、こゝろ答えておる、私はその差異は労働関係の人たちの答えが誤りであつて、総理大臣の答が正しいと考へる。そういう食違ひがあつた場合には総理大臣は主管大臣の方に同調すると言われたけれども、むしろ主管大臣が総理大臣の方へ同調すべきではないか、と私はこゝろ考へるものであります。その点はどうか、こゝろいふことであつたわけですか。

○國務大臣(吉田茂君) 先程私が申ししたのは労働大臣と私の間に食違ひがない筈だ、何となれば、我々が責任を以て答弁せられる労働大臣の答弁を以て政府の答弁と考へておるのであるから、食違ひはない筈である、それから更に裏から説明すれば、私の言つたことは抽象的で、具体的に言へば労働法のその趣意が即ち健全なる組合を推するものになつてゐるというふうに政府は解するものであります。

○中野重治君 そこは一般的論理的にはその通りであるわけですか。若し現実

にそういう食違ひがあつた場合はどうかと言つたところが、現実の具体的な問題については労働省の方式に賛成すると、こゝろ総理大臣は言われたわけですか。それでは私は五月七日の衆議院の労働委員会における政府の答弁を事例として出したわけですか。その事例において政府はどうか言つておるかといふと、政府の出した法案に従う組合が健全なる組合だ、こゝろ言つたわけですか。するとこれはファッショ的ですね。

○國務大臣(吉田茂君) 同じことを繰返します、私は今申しました通り、抽象的に言へば私の議論、具体的に言へば労働大臣の言われた議論、裏表をなすものであつて、その間に食違ひはないものと考へます。

○中野重治君 そうですね。労働組合とは自主的な自己を発露し得る、併し事実においては政府の出さうとしてゐるこゝろいふ法案に従うものが健全なる労働組合であるといふのが、実である、名と実とはこの関係にある、こゝろとすることにしてこの質問を終ります。

○原虎一君 午前中の私の質問に対して総理の答へがあつたのであります。が、尙二点だけ重要であります。その第一は私の質問に対して政府は健全なる労働組合育成のために、社会的欠陥を是正するに努め、施策をやる、労働関係におきましては、いわゆる失業対策、今後起つて来る失業に対する失業対策、今後起つて来る失業に対する失業対策、それと労働者側の代表者を

すれば問題にならぬのであります。正しいにしろ正しくないにしろさういふ意味です。

○國務大臣(吉田茂君) 同じことを繰返します、私は今申しました通り、抽象的に言へば私の議論、具体的に言へば労働大臣の言われた議論、裏表をなすものであつて、その間に食違ひはないものと考へます。

ちと與党側と見られる國會議員が任命を受けてゐるのです。御承知のように國會議員が公務員たることは、少くとも國會議法第三十九條の但書によつて國會議員の承認を経なければならぬ、初めうちは承認を経ず、國會においてゐることを問題になつて来る承認を経るべく申入れられておられます。これは先程も申しましたように、失業対策法に対して安本長官に質問いたしましたときには、この委員会が非常に重要な決定をするのだ、総理の指名によつて作られてゐる委員会である、これが又運営委員会に來て官房長官の説明は全く諮問的なものであつて、國會議法の第三十九條但書の承認を経んでもいいと思ふというやうなお話があり、その数日後において今度は國會議員の承認を経るべく委員の氏名を出されてゐるものであります。それは運営委員会におきまして問題になつておられます。今日尙決まつてゐないものであります。こゝろいふ委員会をそのままやつて行かれるつもりでありますか、私は眞に総理がいろいろ社会的欠陥を是正するたために積極的な具体的な方法をとり得るというのであれば、先ず以て今日ですに起つて参ります。起つて参ります三十万、四十万、五十万といふ官吏を減首することの法案を提出されてゐる、この委員会はまだかくのごとき不確実、不安定なものでございまして、これに対して総理は如何なる態度をとるか、具体的に申しますれば、與党側の議員のみを以て構成することなく、野党の議員を入れた、而もそれは國會議法第三十九條の但書による承認を経るには非常に困難な状態にある、こゝろいふわけでありまして、それから

もう一つは提案理由の中に政府は現行法に対し幾多改正の必要はあるが、これを漸を追うて改正をなすと、こゝろ言つておるのであります。これは労働大臣の提案説明の中に明らかに文書になつて出ておられますし、御説明もなさつておる、そこで私は本會議におきまして、幾多の改正の要があるが、漸を追つてするためにこれを出したといふのでありますから、幾多あるといふ幾多あるその具体的な改正案をお示し願ひたい、その幾多ある中を今日はこれだけしか出さない、客観状態によつて出さうといふこの説明によりまして、これは幾多ある改正の政府の意圖を明らかに願ひたい、この二点をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) お話の趣旨については了解いたしました。よく御趣意については研究いたします。それから又漸を追うてといふことは、これは情勢の変化において自然に適當な処置をとると申せば漸を追うてと申上げるより仕方がないと思ひます。

というから、その幾多の改正の要点を、項目は挙げて参らんから、それではお尋ねいたすのであります。それは大綱的にもあつて然るべきだと思います。それがないのなら結構であります。今回は客観情勢により、国内の情勢によりこれだけの改正を必要とする、それならば私はこの改正法はこのまま率直に信じて審議できまするが、尙改正の要があるというとの前提に立つての改正でありますから、尙改正の要を少くとも聴かなければ、聴くのが私は任務であり、義務であり、責任であると思ふ、それが政府で分らない筈はないのであります、現在において、幾多改正の要がありと言われておる以上は、それは情勢の変化によつて幾らも出て来るというならば了解できますが、現在尙幾多改正の要ありと言へば、持つておられる、それを隠さずに出して貰いたい、そうして私は忌憚なく審議したい、こういうわけでありま。

○國務大臣(吉田茂君) 隠さずに申上げます。率直に申上げますが、情勢の変化と共に考へべきものである、政府としては考へるのが義務とこう思いますが、併し詳細の点については労働大臣からお聴きを願いたいと思ひます。

○原虎一君 この点は非常にくだいようであります、非常に重要であります、と申しますのは、私はこうして総理に質問しておるのは悪意に解釈されては困る、これがあるかないかは、労働大衆側から率直に申しまして、非常に不満である、労働大衆は、而ももうないならば我慢しようということも言えるのであります、ところが政府はま

だ持つておる、これで我慢したら、何を出すか分らないということは労働者の心理を知つておられる方ならば分ると思ひます、仮に労働者はよりよきものを望んでおるのだから、当然これに不満を持ちます、それをその上に尙且つまだ出て来るのじやないか、私はその眞情から申上げておるのであります、従つて総理はそういう眞情、労働者の眞情というものが分るならば、政府は今これを持つていない、幾多改正の要があると認めて暫定的なもの、或いは漸を追うて出すか、或いはこれだけしか出さないか、こういうのでなくして、幾多改正の要ありと言明なさることによつて、少くとも我々はこの法を審議するに率直に將來の不安をなくして、これを中心に審議して行く、そうでないといふと、次のような問題を想像いたします。そうすればこの法をできるだけ善意に解釈すべき條項に対して、次にこういうことも考へる、次はこうさせてはならん、こうしなければならん、という問題が必ず出て来る、この点から私は申上げておるのであります。でありますから曖昧にされないので、ないならばない、あるならばこの点、である、こうおつしやつて頂きますことを、私はただ単に総理を責めるといふ立場でなくして、本當に労働者の氣持を、或いは國民の氣持を汲んで立法をされるという政府の責任がありますならば、私の質問は決して無理を言つていないと思ふのであります。この点をもう一度明らかに願ひたいと思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) 私の言を繰返すようであります、客観情勢におい

ては考へ直す、又幾多変えなければならんことは、喜んで受ける、これ以上申すことはできません、後は労働大臣にお聴きを願ひます。

○國務大臣(鈴木正文君) その問題につきましましては、説明が私自身の説明でありましたから、お答え申上げます。幾多改正の要があるという意味は、公聴会、その他においてお聴きした幾多の意見において、できることなら実現したい、いい意見もある、例えばこれは労働委員会に仮処分の力を持つせるといふふうなことは、労働者諸君の方のお立場を擁護するといふ上で実現したらというふうな要望などもありまします、そういうふうなものを指すのであります、原さんのおつしやいますような彈圧的な方向に幾多のものがまだ準備されて残されていゝといふふうなことは絶対ないものであります、この最終案が出て来るまでに至ります推移を合せて考へて頂ければ、私の申上げたことは了解をえられると思ひます。現に幾多のそういうものをお伏せているといふような意味は毛頭含んでおりません、現実には又そういうことはございませ。

○原虎一君 大体或る程度明確になりました。従つて今度は條章に入つてその点を確めることにいたしまして、私の一般質問は、これを以て終りたいと思ひます。

○委員長(山田節男君) 別に総理大臣に対する御発言或いは御質問ございませぬか。御質問ないものと認めます。それから尙労働組合改正法並びに労働法に對する憲法的な方面の御質疑にお答えするということで法務廳の高辻法制第三局長が見えております。御紹

介申上げます。

○中野重治君 労働大臣に対する一般質問を續けてよろしいですか。

○委員長(山田節男君) よろしくございませ。

○中野重治君 労働大臣に、総理大臣が退席された後を受けて、今の問題について答へて頂きたいと思ひます。総理大臣の言葉によれば、総理大臣の労働組合の健全性に対する言葉は抽象的、表向きである。五月七日の労働委員会における政府委員の答弁は實質であり、裏側である、これを矛盾と認められるかどうか、念のためにもう一遍読めば総理大臣は健全な労働組合とはどんなものかという問いに対して、自主的な組合であり、組合員がその自己を發露し得る組合だ、こういつてゐるわけですが、ところが政府委員は政府の出す法律案に従う組合が健全な組合だと、こう言つておる。つまり政府の出す法案は労働者が全部反対して、これは改悪だといつて反対してゐるのだ、これに反対しておるような組合は健全な組合ではない、自主的な組合であつて、これは健全な非自主的な組合であつて、これを呑む組合が自主的な健全な組合とこう言つておる、そうすると、要するに政府の言うことをさへ聞けば自己が發露せられるということになるが、そう了解していいかどうか。

○國務大臣(鈴木正文君) 質問の方が、これ「政府の法律に従ふもの」が健全かと、こう聞いて、簡単にさうですとこう答へたことと思ひますけれども、大体私共の考へ方では、この組合法自体が自主的な民主的な組合を作ることに寄與するといふことを目標として立案されたのであります、それ自体の部分につきましてはここはど

うといふふうないろ／＼な角度からの見方批評はありましようけれども、根本的には民主的な組合の育成と台といふことを根本的の考へ方としておることに間違いないのでありますからして、従つて政府委員はこの組合法に従うといふ言葉で言つたかどうか知りませんが、合致するような組合は民主的な組合といふことができるということ、を、それだけのことを申しましたし、又法案を作つた当事者自身は非民主的な法案を作つたといふ意思の下に作つた筈はないのであります、それだけの確信は十分に自分の作つた法案に對して持つておつて正しいと思ひます、又我々考へましても、これから御審議願うのでありますけれども、この改正法は民主的な組合を育成するといふことに主眼を置いた法律に間違ひはないわけでありまから、総理の言葉と表現は違つておりますが知りませんけれども、丸で違つてしまつておるというやうなことはないと思ひます。

○中野重治君 そうするとその改正案が、本當に組合の自主性を擁護しようとするものであるといふことが明らかになつた場合は、これは労働大臣の答へは受け取ることができるといふことにして次に入つて行きたいと思ひます。それでこの改正案にはいろ／＼特徴があります、その特徴の一つは労働委員会を、地方の場合も中央の場合も、これを政府の手にしつかりと今まで以上に握るということにあるのです、若しこの改正案がその主要特徴の一つである労働委員会がその主要特徴において、今までよりもつと政府の手に上から握るということにあることが明らかになつた場合には、その点は改

正案が改悪案であることを政府も認めるであらうし、従つてそういうものに従う組合が健全な組合だといふ定義も翻えされるだらうと思ひます。そのことはどこに現れておるかといふと、地方労働委員の問題に関する都道府県知事の、あれは何と言ひますか、職権委嘱といひますか、あれにおいて知事なら知事が、労働委員の氣に食わない者はこれは拒否することができるといふ形式になつておるものと、それからこの間からしばしば問題になつた中央労働委員会を労働省の行政機構としての外局にする、こゝういふ問題があります。それでこゝういふ点について、知事が労働委員の任命に關して、氣に入らぬ者はこれを拒否するといふふうなことにするの、本當に労働委員会そのものを民主化することになるか、それともそうでない方がその運用を民主的にすることに役立つか、その辺のことを答えて欲しい、こゝう思ひます。

○國務大臣(鈴木正文君) 労働委員会の方の問題はしばしば御質問もあつた点であります。これは國家行政組織法との關係上法的には法律の扱いにさういふ外局の扱いになるといふ一般方式が生れますのでそこに合致しただけであります。労働委員会の中労働の活動自体は労働関係法の定めるところに基いて独立に活動するのでありましようからして、そこに政府の干渉といふようなことは毛頭考へておりませんし、行へません。それから府縣知事の労働委員会の問題につきましては局長から奥狀と共に説明をして頂きます。○政府委員(賀來才二郎君) 只今御質問の大体の趣旨は労働委員会制度とい

うものに対してこれを中央において外局扱いにし、或いは又中央地方ともに労働大臣或いは各知事が委員を職権委嘱し罷免することができるといふふうになつておるので、この労働委員会といふものの民主的な性格といふものをさうでないものにして行かう、労働大臣或いは知事が支配するといふふうな形に持つて行く意圖が現れておるのではないか、かような点が一つの主要点であつたと思ひます。外局扱いをいたしました経過につきましては、又趣旨につきま

りであります。只今労働大臣から申上げた通りであります。先ず任命について申上げますと、現行の施行令三十七條の趣旨を今度の改正以後におきましてこれは継続せられるものと予定をいたしておるのであります。從來改正前の三十七條におきましては、いわゆる職権委嘱をいたしまして如何にこの労働組合側の同意なくしても、又推薦があるに拘わらずこれを委嘱できたのであります。併しながら今度の三十七條の改正の趣旨によりますれば、同意がないと、どうしても労働組合の同意が得られないときには、これは止むを得ませんから適当な人を知事が委嘱する、こゝういふふうになつておるのであります。從來のような職権委嘱といふものはこれは行われぬものと思つておるのであります。又行われるべきでないと考えております。それから罷免の問題でありますが、これは從來の規定にも一部ありましたが、明確な欠いておつた点であります。欠格條件がでました場合に、これを罷免して貰う、活動ができないといふような場合、或いは非行があつた場合にこれが

罷免して貰うといふことはこれは行政機関の一つであります。労働委員会委員として當然だと考へるのであります。但しこれを勝手に好きなように首切れるといふふうなことではありまして、御指摘のような非常に委員会の性格といふものを、これを阻害することになりますので、労働委員会の同意を得ましたときにはこれは罷免することができ、かようなことにいたしておるのであります。御指摘のようなことはなほ注意をいたしておるつもりであります。

○中野重治君 その点については先日これは委員会でありませんでした。労働局長に私の質問を述べておいて個人的な答へも聞きましたが、改めてお尋ねしたいのであります。行政組織法乃至それを改正するといふ案の下に外局に入れるといふようなことは、法律の關係においてはそれで法律に合せるといふようなことになりましよう、併し我々は大事なことは法律を作つて、この法律に事實を合せて行くといふことよりも、それが大事なことはないといふことではありまません。併しその基礎に實際に合せて法律を作つて行くといふことがなければ、これは政府もそのことを呑込んで貰へると私共は思ひます。現にこの前のあれは次官通牒が何かで出ると、さうすると地方では知事が労働委員会を動かして、その趣旨において例えば山口縣では十三人の組合が労働委員会によつてこれはお前のところは労働組合としては認められない、認可を取上げるといふような扱いを受けて苦んでおる、こゝういふことは残念ながら日本にはずつと残つていて今日まであるわけですか。こ

れを政府と雖も、認めないといふわけには行かないと思ひます。それでさういふふうな状態において、縣知事が地方労働委員会を勝手に左右することのないようにといふ目的のために、消極的な拘束力が法律的に定められておるとしても、なか／＼さういふものは政府自身が氣をつけても、その通りには末端に行つて行われぬ、これはもう知れ渡つた事実ですから、根本的にさうでないように話を持つて行く必要があると思ひます。外局といふものは、何か部内局とどういふふうに通うかといふことを私が聞いて見ますと、外局といふものも部内局といふものも根本的には変りない、又何か外局といふものには關しては、法的權威が明確でないといふことはなほ聞きましたが、さういふことはなほ聞きませんが、さういふことであれ、なぜ、その運営は独立であるといふ、その中央労働委員会を外局にして、そして労働大臣の管轄の下に官吏としての上下關係を形の上だけでも持たせなければならぬか、それは實際には行政機構内へ組入れて、表面には独立の運営をやるといふ偽飾的な目的の下にこゝろが運ばれて行くといふことを反撥する積極的材料が政府にあるかといふことを私が聞きましてに對して、さういふものはまだ出ていないわけなんです。それでですからこれは飽くまでも労働委員会は独立に運営するようにする。併しこれ／＼の事情で外局にしなければならぬのだ、外局にするといふことは本來これはよくないけれども、併し日本の現狀では、こゝういふ積極的な理由があるからそれを満足させるために、敢て外局にする方がいいんだといふ材料がこゝろに出て來れ

ば、それを我々は討議する用意がある、それが出来ない以上は、遂には運営を独立にすると言つて、実は外局にして、内部機構に入れてしまふと、こゝういふ腹黒い企みだと言わざるを得ない、これについては去年の暮でしたか、一昨年の暮でしたか、今年の初めでしたか、例の〇・八ヶ月の問題で非常に問題が喧しくなつたとき、参議院の予算委員会で民自党の石坂さんが質問されたことがある。それは速記録に明らかですが、簡単に言ひますと、あのとき、中央労働委員会が、労働組合側の要求を呑んで、政府が今度は中央労働委員会の裁定を呑んだ、それに対して、中央労働委員会が、これに押されて裁定する、さうするとその裁定を政府が呑む、こゝういふことになると、労働者が、騒げば騒ぐ程、取れるんだといふ勢になつて、さうして黙つていゝる学校職員とか、官公吏の一部とかいふものは、極めて不当な取扱を受けることになりはしないかといふ質問が出た際に、西尾官房長官はこゝういふふうな答へを言ひます。さうじゃない、政府としては、今度の中央労働委員会の裁定といふものは、理窟に合わない点があるといふことを知つてゐる、それでそれを批判しようと思へば批判できるんだけれども敢てこれを呑み込んだんだ、なぜ呑み込んだかといふと中央労働委員会の裁定といふものに權威あらしめねばならぬ。さうして今度のあの裁定は、いろ／＼理窟の上ではがたがたしておるけれども、これを政府が呑んで、それ程中央労働委員会の裁定といふものは權威があるものだといふことをはつきり天下に示して置いて、



○政府委員(實來才二郎君) この前も休憩中でございましたが、開会前でありましたか、中野さんか非常に只今のような御質問なり御意見の趣旨を詳細承つたのでありますが、只今の御質問は、現在の労働委員会を、或いは今度の改正法によります労働委員会というものを見ると、どうもその独立性というものが侵される虞れがあるように考へる、そこで然らざるような組織にすることに於いての考へ方、即ち若

な建前から労働行政と一般行政というものは不即不離のみならず、一貫した流れにおいて解決しなければ、労働問題の解決は至難である、かような意味からいたしまして、いわゆる独立した、何らの権力にも侵されない立場で労働委員会が処置すべきことは必要でありますけれども、これを現在の行政機構外に置いて、そうしますと立法機関になるわけに行きませんから、司法機関の司法面にこれを入れて行かなければ

は、やはりさような制度を採るのがいいということに意見を決めておるのであります。そういうことになりましたと、中労委の職務といものが労政、この行政事務を行うということになるのでありやして従つて一つの國家行政機関と解釈しなければならぬのであります。行政権といふものは憲法六十五條の規定によりまして内閣に属しておりまするし、六十六條の規定によりまして、内閣は總理及びその他の國務大臣によつて組織され、行政権の行使について連帶して國會に対し責任を負うことになつておるのであります。内閣法第三條におきまして、各大臣は法律の定めるところによりまして、主任の大臣として、そして行政事務を分担、管理するということになつておりまして、行政事務はいずれかの大臣の責任の下に置かれるということになるのであります。労働委員會の職務は労働行政の一部でありまして、特殊なる労働行政をやつておるという建前になるものであります。それ以外に互るものでもありませんから、当然労働大臣がそのものであります。労働行政の事務につきましては、分担、管理するといふことが憲法の精神から見しても、又内閣法の建前から見しても、必要になつて来るわけでありまして、以上の理由によりまして、中労委は労働大臣の所轄の下に置き、労働省

の（一）の外局的な機関ということにいたした次第であります。併しながら先程來申しますように、労働委員會の行う調整的機能につきましても、或いは準司法的機能につきましても、その性格から見まして一般の労働行政と同一に行うことは、これは妥当ではないのであります。今日の実情からいたしますならば、労働大臣から一定の独立性を保ち、その構成につきましても民主的に選ばれた者が構成する合議機関であるということにいたしておるのであります。右の理由によりまして、中労委は労働大臣の所轄ではありませんけれども、その職務遂行につきましては独立性を保つ、合議体の外局ということにいたした次第であります。外局は一般的に独立性が強いのでありますが、その機関が合議体であるということとは、その権限の行使につきましては当然の法理といたしまして独立して行うものであります、上級機関の指揮監督は受けないものであります。而も中労委につきましては、その委員の罷免について一般公務員よりも更に強い制限を課しておりまして、労働大臣が罷免をなします場合には限定された……これは法案の第十九條第十項で限定を

か、外局というものは元來一般的に独立的なものであるとか、或いは労働委員会は合議制になるとか何とか言つていふけれども、明らかに政府に、行政機構内にこういうものができたというところに具体的にはなるのですから、ですから私の言うように、今のあなたの説明はよく分つたのですけれども、その説明と聴けば聴く程、それ程手の込んだやり方をして、運営は独立したやり方でやるのだと賣込んでおいて、實際は政府及び地方長官が動かすということになるというこの反駁にはならん。なぜかと言うと、労働委員会のみならず、行政面と司法面という二つに分けて、司法面に入れるわけには行かないから行政面に入れる、或いは行政面に近ずけるというところは或る程度分るのですが、併しそのことは行政組織法の中に入れてなければならん、こういう結果を理由付けられるものでは必ずしもないというところはあなたも認めらるうと思ふ、今農地委員会、教育委員会、労働委員会というものがあつたが、教育委員会というものを考えてみますと、教育委員会というものは、縣なら縣の行政機構の中に入つていない、外局ですらもない、独立のもので、形の上では、併し實際には、我々年中歩いて見ますと日本全國どの府縣においても一つも漏れなく教育委員会というものは完全に教育廳の下請機関になつてゐる、農地委員会は農民の力がなか／＼強いからこれは違ひますけれども、そこで労働委員会というものを教育委員会のまゝにしてはならない、これはもう言うまでもないと思ひます。ところがその教育委員会は外局でもなく、内局でもないに拘わらずそう

なつてゐる、こういう事情が日本にはあるわけですね、そういう日本の事情においてこれは外局である、或いは合議制である、できるだけ勝手なことができないようにどこそこ承認を得なければあつていかなければならぬ、そういうことは分りますけれども、それはつまり悪しき運営を防禦するための消極的条件でしよう、悪しき運営を防禦するための消極的条件をそれ程課さなければならぬというところは、即ち客観的には、表には独立の民主的運営、實は政府がこれを強力に統合して行く、それから形の上までも行政組織法云々というものに合して外局にして行く、そういうふうに行かなければならぬのではないかと、そうでないという保証はどこにあるかということである。

○政府委員(賀來才二郎君) この外局といひました結果は一應御説明を申し上げました。ただやはり中野委員の懸念されておられますことは、第一に、これをどういうふうに行つて行つたその意図の中にこの独立性を阻害しようという意図があつてやつたのではない、か、この点につきましては我々といひまして、さういふ意図は持つていない、先程説明も申し上げましたやうな意図からいたしまして、かやうな制度にいたしまして、第二は仮に外局といふことをやつても、そういう意図がその制度的にそこに持つていつたのではなくて、事實運営においてさういふ結果になり得る虞れが多分にあるのではない、かといふ御懸念だと考へるのであります。今御指摘のように、如何に制度はうまくやりましたも、教育委員会はど

うもその独立性を侵害されてゐる、農地委員会はさうでない面がある、こういうお話でありました。我々といひましては、この労働委員会といふものが、若しもさういふ権力に對して、独立性を失ふといふふうなことがありたいと思ふならば、これは第一はさういふことを考へる人がおつてやるかも知れませんが、そのなります原因は、やはり労働委員会自体が非常に民主的に選ばれたものといひまして、非常に自主性を保つて主張するしつかりした活動をして貰ふなければならぬこと。第二はこれらの活動に對しまして、正常なる世論の支持、或いは協力、或いは批判といふものがなくてはできないのではないかと考へておるのであります。山口縣の例を御指摘になりましたが、これは知事といひましては、あの現行法に基きまして、資格についての審査を労働委員会に要求をいたしました。労働委員会は、自分の立場からいたしまして、その資格については、これは該當しないという判定をいたしましたのであります、それを對しまして、知事は却つて逆にこの通告を出すことを知事の方が濫りまして、その結果知事は非常に苦しい立場になつたのであります、結局資格を一應否認いたしました翌日、これはその條件を備へた者について、資格否認の取消をいたしておるのであります。あの時には、知事自身これをやつたといふふうなことはないように聞いておるのであります。結局要しますものに、我々といひましては、この独立性をその司法機能及び調整機能はつきまして、この独立性について、若し危くなるというふうな

ことがありますならば、それは労働委員会自体の活動及び公正なる世論の支持、協力或いは批判によりまして、それが保たれることを期待せねばならんと思つておるのであります。

○中野重治君 大分この点に關する御答へを聴きましたから、この点に關してはただ一つだけ御聴きして次の質問に移りたいと思ひますが、労働委員会等々の問題は、極東委員会における労働関係十六原則の中の第四の項目に基いてできたものだと思います。一口に言つて、我々は労働委員会、労働委員と言われるが、その運営が役人的にならないことを望むわけですね。行政機構の中に入れて一層役人的に形の上でもすることにおいて、どうして役人的でないような運営の方へ一歩進んだということになるでしょうか。

○政府委員(賀來才二郎君) 労働委員会の運営は極めて民主的でないけれども、然らぬといふ御意見に對して我々もその考へ方でありまして、さて労働委員会自身がこれは役人的になるかどうかは、これは労働委員の心掛けでありまして、これが、恐らく労働委員会自身はさういふこととはないと思ふのであります。ただ今度の諸制度の施行の結果、労働委員会事務局の職員が、やはり公務員という明確なるものになつて参りました場合、これが役人的になるということについての御懸念であります。一應御尤もな御懸念と考へるのであります、労働委員会自体がしつかりした權威を持つて、そしてその事務局職員を十分に分指導し、或いはその活動を十分に押し貫きますならば、これはそれが役人的なものになるということはないと私は考へております。これはさういふこ

とを申上げては恐縮であります、実は私が中野委員の幹事をやりました時、及びやつておりました間は、私と当時の幹事三人だけが役人でありました。その他は嘱託という形をとつております。で私自身はその役人としていわゆる厚生事務官といひまして、あの勤務しておりました間、いろ／＼批判もあつたかも知れませんが、さういふ役人的な行動はしないようにということ十分まあ注意して來たつもりであります。従ひまして制度の上でさういふことになることは、我々は考へてくれないのであります、職員自身もその使命を十分自覚し、又労働委員会もその立場に立つて、そして極めて中正公平なる立場で活動するように指導することを期待いたします。

○中野重治君 この労働委員会の事務局の人々が役人的になりはしないかという懸念は、私は抱いてはおるけれども、それは問題にしたのではありません。労働委員会各々が役人的になるかどうかといふことを言つたのではなくて、労働委員会が役所の機構の中に一歩進むことによつて、労働委員会の活動が、一歩民主的、独立的になるということ、私は、私には理解できないことを言つたわけでありまして、それについてはもう私お答えを求めませんから、次の問題をお尋ねしよう。

それはこの間本会議で早川委員の問に對する労働大臣の答へ、それから私の問に對するお答へは今済んだやうなものであります。早川議員の問に對するお答へについてですが、その次の委員会でもう一度労働大臣から説明を願ひました。そのことについてなんですが、時間が経ちましたから簡

單に眺みますと、こういうことです。最初早川議員からの質問に対して、労働大臣はこういふふうに答へられております。「併しながら少なくとも正当でない労働組合の行爲として明らかであるものは、検務局長通牒によることなく、暴力犯罪その他これに準ずる行爲を始めとして暴力的又は秩序的な行爲を行つて行われるのではない行爲はすべて不当なものであつて、具体的には生産管理の不当性というふうなことはすでに申上げた通りであります。又政治的目的貫徹のために行つたところのストライキ及び政治スト、同情スト、ゼネストのごときもいづれも労働者がその経済的利益を守るために認められた権利を濫用するものであつて、正当な争議行爲とは解することはできない」とあります。その中生産管理に關してはもう済みましたがこれは問題にいたしません。後の方の問題です。そのことを再びお尋ねしたところが、今度はこういふふうに答へられております。「政治的或いはゼネスト、そういうものにつきましては、その時々の場合により一つの何といひますか、範圍、限度というものがあつて、現実に応じて考へて行くという意味であつたのであります。それはどの程度という問題につきましても、実は労働政局に當つては人達とも一層細かく検討いたしまして、何らかの形で適當な時に正式にお答え申上げたいと思ひます。」それでこのことについて何ですか、私共は政治的ストライキ、或いは同情ストライキ、ゼネラル・ストライキ、こういうものはすべて労働者がそ

の固有の権利によつてなすことのできるものであつて、これを不当と認めることは原則的にできない、こう考へます。ただいふ／＼事情においてさまざまの條件を考へなければならぬというところはこれは認められるところである、そうでなければ、例えば今度の労働組合法の改正というふうなものに反對する大きなストライキは禁止されるというところになれば、もう労働組合法の改悪でも改正でも何でも勝手にできることになりまして、こういうことは不合理であるから政治的自由を持つ、但しそれが禁止される場合はどういふ場合かと言へばそれは占領政策に違反する、この場合は禁止される。これはこの十六原則に明らかになつてストライキその他の作業停止は占領軍当局が占領の目的にも必要な直接不利益をもたらすと考えた場合にのみ禁止される、ですから或るストライキが、或る総罷業が、或る政治的ストライキが不当なものとして禁止されるかされないかというところは占領軍当局の判断によるものであつて、二・一ストというふうなものにはあつて経過を辿つたわけですから併し労働大臣のお答えによると、これは占領軍当局が認めるか認めないかで決まるのではなく、労働大臣が認めるか認めないかによつて、そのストライキが不当な行爲であるか、正当な行爲であるかが分れる、更に次の細かい説明によればそれは労働政局長が書いてないけれども、その労働政局長がこれを決めるのだというふうにとられかねないやうな答へられ方をしております。私はそういうふうなことを労働大臣が考へておられると思ひますけれども、この際その点をつきりさして貰

えないか、原則的に日本の労働者、労働組合は一般的に十六原則も示しておる通りに、又その外交書その他に關して、こういうことはいけない、こういう書簡に出ておるものは別ですよ、すでに明らかに出ておるもの以外には何らの拘束も日本政府及び労働大臣から受けない、こういうふうなことで言明されるつもりはあるかないか。  
○國務大臣(鈴木正文君) この問題につきましても、先づ第一にその発端の本案議における答弁、これは時間も制約されましたし、これは時間制約の点があつたと思ひます。この前別の労働委員会がでたなかにお答えした通り、政治的ゼネスト、それから同情ストと言ひましてもい／＼な形が考へられるわけでありまして。純粹の何ら組合の本來の使命であるところの経済的問題、労働者階級の地位の維持向上というふうな問題から一應離れて絕對的な意味で、例えば政府自体の政策の批判というやうな問題は終局的にはそれぞれの階級の立場という問題と全然離れてはならないであつて、そういうけれども、本來労働組合の任務が経済的な面にあるのでありまして、それからまた離れたところの純粹の政治的のストというふうなものに對しましては、中野さんの御主張もありませんけれども、原則として不当なものが多い、それからゼネスト、これもい／＼あるわけでありまして。私より専門家の中野さんの方がよく知つておられるでしょうけれども、すべて政治的意圖を含めて全産業を麻痺せしめるやうなゼネスト、又一産業について特殊な事情、これも皆ゼネストと呼ばれる、一概にこれを引つくるめて結論はつけにくいのでありますが、大体ゼ

ネストというやうなものがさういつた形において本來の労働組合自体の運動の線を著しく逸脱してしまふ傾向がありまして、さういつたものは正当ではない、それがら同情ストも同様にその相手方になるところの経営者側の要求に對して何らこれに應じ得る關係も力もないやうな意味のストライキを受けるというところは、その経営者にとりましては全く無關係、言わば無關係という場合が出て来るのでありまして、さういつたことを指して不当なものであるとさういつた意味であります。ただ中野さんの主張されるやうに、さういつたものは原則として全部合法的であつて、特殊なものだけが非合法的になつて來るといふ解釈は私達と一致いたしませんけれども、私の申ししたのはさういふ意味で一刀両断に全部不当だといふ意味ではなかつたのでありまして、當時言葉が足らなかつたことを認め、私の考えをお傳へ申上げます。尙どういふ場合のどういつたものかといふやうなものにつきましても最終的決定は、現在の日本の機構の下におきましては労働大臣とか、或いは行政官廳にあるのではなくして裁判所の方にあります。個々の具體的事実に基いて發展して行くといふことになるのでありまして、労働大臣自体が或いは行政面を通じてこの不当の最終決定を獨断的に勝手にやつて行くやうな筋合にならぬい筈であります。尙詳細につきましてもはこの實際の面に當つておられます政府委員の方からお答え申上げます。  
○政府委員(賀來才二郎君) 補足的に私が申上げたのと存じます。  
労働大臣がこの詳細につきましてもは事務当局というお話は、労働局長が

当、不当、違法を決定するという意味ではないのであります。ただ併し我々としたしましては労働行政及び労働組合法その他の運営に當ります立場をいたしまして、労働大臣は行政上の解釋権限を持つておりますし、責任も持つておるのであります。さういふ意味におきまして我々は労働大臣を補佐いたしまして政治ストというものは如何に取扱はるべきかといふことを決定をいたしておるのであります。この点が一つ。  
それから次に十六原則のスト禁止といふあの意味のお話がありました、純粹のこの政治ストといふことは何ら法律で禁止にはなつて、いないのであると考へて併しこれは不当なものであるといふ考へ方があります。即ち使用者に對しまして経済的な要求からさういふ争議が起つてさうしてやるのではなくして、両者に関係のない全く政府の問題でありますことに関連してストライキ権、一つの権利を行使するといふことはこれは権利の濫用にもなりまして、我々としたしましてはこれは不当なものである、従ひまして現行の労働組合法から言いますならば、我々の解釋から言へば、さういふ不当な争議行爲は、正当ならざる行爲でありますから、例へて言ひますならば使用者側から損害賠償の請求を受けましてこれを若しさういふ損害賠償の請求を受ける原因を作つたやうなときに原因がありますならばこれは現行法十條の權限はないものと考へる次第であります。  
尙これらの實際にこれが不当であつて、その結果どういふことになるかといふことにつきましても、これは法

務關係になりますので、検査局長からもお答えがあると思います。尙同情ストにつきましてはこれは実情において非常にいろいろ情勢がありまして、一概に不当なものと言うことは言いかねると思いますが全面的な關係のないゼネスト的なもの、或いはゼネストというところになりますと、これは公共の福祉乃至あの点、或いは権利の濫用という意味から不当な面が非常に多く出て参ります。ゼネストは大体不当だと考えざるを得ない。それから同情ストにつきましては、これはいろいろの事情がありますので、一概には言えないけれども、これはやはり不当なものになりませんか、かように考えておる次第であります。

○中野重治君 労働省關係の人たちが、今労働局長にしても、労働大臣にしても、労働行政の当面の責任者としていろいろ問題を考えてなければならぬことは、これは当然でありますからよく分ります。併しその人々が或る争議が当然であるか、不当であるかというところを考へる際には、すでにその人はこの十六原則の理解の上に立つていなければならぬ、これは司法關係でも同様だろうと思ひますが、その点では異論がないのですか。

○政府委員(賀来才二郎君) ちよつと分らなかつたのですが……。

○中野重治君 もう一遍言い直します。労働省の責任者たちが、労働行政の責任者として、いろいろの問題を考へなければならぬことは、これは当然ですが、労働行政上の責任者として、或るストライキが当であるか、不当であるか考へないときでも、考へて行くための土台は十六原則の上にな

ければならぬ、こうなりましようね。

○政府委員(賀来才二郎君) 今度の法令の立案に当りまして、又平素におきまして、我々は常に憲法の規定及び極東十六原則の趣旨を守りつつ行政に當つております。

○中野重治君 そうであるならば、十六原則の五に書かれておること、及びその他ここに示されたものがある場合を除いて、政治スト、同情スト等が一般には不当だといふ結論は出て来ないのではないか、一般にはそれは当であるけれども、個々の場合当であるか、不当であるかは個別的な諸條件を参考して決めなければならぬ、こう考へるのが適當であろうと考へるのですが、どうですか。

○政府委員(賀来才二郎君) 私が申上げたのは、このいわゆる政治ストというものを禁止するということになりまして、それはそれ自体を刑罰その他で禁止するということになるのであります。併し我々の先程申しましたことは、政治スト等は、それ自体が法の保護を受け得ないということになるのであります。禁止されておること、法律によつて禁止されておることとは、ないということを申上げたのであります。

して頂きたいと思ひます。

○中野重治君 検査局長の方から又お答えを願うとして、ことに政治ストを行うことは、法によつて禁止されてはいない、具体的な例を言へば、今度こういう労働組合法が新しくなると、これには日本の労働者が反対だ、政治ストを起すとする、労働組合法改訂反対、政府は改訂だといふけれども改訂でもいい、改訂反対の日本の労働組合が全部連合して政治ストを起す、起そうと現にしておるのであります、起そうとすると、これを起すことは、法によつては禁止してはいない、併しながら起すことによつて、その労働組合は法の保護からは、アウトローする、こういうわけですね。

○政府委員(賀来才二郎君) この政治ストをやりました場合には、我々は不当なる争議行為であると認定をいたしておるのであります。従ひまして、労働組合法によつて正当なる争議行為としての保護は、現行法では保護はあり得ませんというのを申上げたわけでありま。

○中野重治君 分りました。それではこの労働組合法改正反対の政治ストが起きた場合は、ストは不当なるストであるという認定は、何に基いてそういう結論は出て来るのですか。

○政府委員(賀来才二郎君) 第一に、この争議という、我々は組合及び労働法の規定しております意味の争議行為という意味は、これは労資の間の経済的な問題につきまして、意見が一致していない、それを貫徹いたしますために、団体行動を起して、そうして法律によつて認められたところの団体行動に移るといふことであります。さよ

うな意味からいたしますと、政治ストというのは何ら使用者とは關係のない問題で、そうして使用者、或いはそれに関連いたします公共の福祉に対して、影響を與えるものであります。従ひましてこれは正当なるものとは、言えないと考へておるのであります。

○中野重治君 今のお答えは、私には理解することができません。何となればそのお答えは、それ自身十六原則にマッチしてはいない、もう一つは事實の問題として、今度の労働組合法の改正の問題に關して、公聴会を開いて労働組合側、使用者側、それから學者側、改訂する人々が出て意見を述べております。使用者側は皆改訂に賛成しております、労働者側は皆反対しております、すればその法律案というものは決して使用者と労働者との対立關係というか、交渉關係というふうなものについて、利害の触れないものであるといふふうには決して言うことはできません、現実の問題として、そういう實際問題から言つても、十六原則の正しい理解から言つても、今のようなお答えでは私は満足できないし、これは論議上満足できないのが普通人だろと思ひますが、その点はそのままにして、次の点に移りたいと思ひます。検査局長のお話の前に私は労働局長でも、労働大臣でもどちらでもよろしいのですが、今のようなお考えがやはり公聴会で述べられております、資本家の代表によつて……今年二月二十日の労働法改正案公聴会連記録、第一日、これは東京において行われたのです、これをみますと、有名な東宝の渡邊謙蔵さんがこういうことを言つております。これは大分話が長くて簡単に

單と途中で言われておりますが、今の問題に關連しておる点だけを述べますと、「これは重大問題です。このときの弁護士はこの規定を引用して、争議行為を行う場合には、放火して殺人をしてもかまわぬなどいふことを言つてゐるのであります。」これは後で暴言として問題になつておりますが、「そんな見当違いのことを法律家がいうのもこの規定からで、この規定にはなるほど第一條の目的を達するために争議行為は何でも正当な行為といふことになつてしまふのであります。この規定はいまの事實からも労働争議を苛烈にし、日本の現在の情勢を見るに、ある政党が利用して革命の道具にする、どんなことでもやる、組合の幹部を占めて革命にもつて行く、ゼネストにもつて行く危険があります。私は先程、前田さんから言はれました、労働者の立場を保護されるのは結構です。しかし使用者の経営の困難な点も考へられ、他方では使用者保護法を作つてくるといつてゐる位ですから私は労働運動から見てもイギリスの大戦後の國家権利保護法、二十七年の労働争議法、あれにあります争議に關する取締り規定、例えばゼネスト、同情罷業を取締る必要がある、同情参加を禁止する必要があると思ひます。東宝の争議のときも全國の産別に入つて鉄道を電氣などの組合が、お前の方の電氣を消すとか、お前の方は運ばないと言つてくるので、我々の方でもこれに對抗するには全國から人を集めなければならぬのであり、どうか、そういうことにならないように労働争議の行為を明確にして、お互ひに誤らないよう

にしたい。」「こういう言葉があります。これは渡邊さんの言葉が明確でない点もありますけれども、併し渡邊議員が何でも彼でも一般的に総罷業、同情罷業、同情参加等は禁止する必要があると言っておる点では政府の意見と一致しておるようには思ふので、政府としては東宝社長の渡邊議員蔵氏なんかからは独立に今のような考へに到達されておるわけですか。

○國務大臣(鈴木正文君) お答え申し上げます。渡邊氏のその際における発言は、これは不勉強だつたのかも知れませんが、私としては今初めて中野さんから聞かせて頂いたのが初めてというのが事実でございます。それから又直接的にも、間接的にも渡邊さんに限らずそういった人たちの折衝、或いはそうした人たちの考へを法の中にこの際実現するよう考へる下でこの法のどの一章も立案された事実はないのでございまして、今の点も勿論であります。その他のすべての点につきましても批判は各角度から、皆さんの方から見ての批判もありでしようから、又経営者側の批判もありでしようけれども、政府といたしましては、これは諸般の事情、現実としましては、上げました三年間の経験と、そういったものから妥協というところで立て案したのであります。今お尋ねにありましたような意味のことは毛頭ありません。これは責任を以て申し上げます。

○一松政二君 議事進行について……。もうあと八分もすれば五時ですが、大分長いのですが、中野さんの御質問まだ余程長く掛かりますか、もう十分くらいで整理できないですか。

○中野重治君 それは今日の分ですか。

○一松政二君 一般質問です。

○中野重治君 一般質問の中の今日の分ですか。

○一松政二君 大体一般質問は今日で打ち切りたいというのが皆さんの意向のようであるのです。

○中野重治君 そうですか。

○一松政二君 あとで何か逐條……。

○中野重治君 そういふ御意見があれば、あとその八分なら八分で私は打ち切つてもいいです。

○一松政二君 あと逐條審議のときに又いづれ何か出て来るでしょうから、それはそのときに又お譲りになつてもいいと思ふのですが、大分今日は朝からやつておるし、もう五時にもなるから、まあできるならば五時頃までに打ち切つて頂きたいという氣がするわけですね。

○中野重治君 その点に關しては私は異議はありません。(賛成)と呼ぶ者あり) それではそうしますと、今大臣の答弁によつて例へばその公聴会における渡邊議員蔵氏の意見等々と、政府のこの改正案とは何ら連絡なきものである、政府は独立にこういう結論に達しているのだからという説明がありまして、それはよく分りました。私もそうであると思ひます。そうしますところから見て、渡邊議員蔵氏が到達した結論と、民自党の政府が到達した結論とは、政治スト、同情スト、ゼネストに對する不当取扱という点では客観的に一致するといふ点を政府自身で認められる、こういうことになりませんか。

○國務大臣(鈴木正文君) いろ／＼な問題についてい／＼な角度といろ／＼な意見がございまして、たま／＼政治ストその他につきましても、廣い意味において民自党なり、或いは現政府なり、現在の労働大臣としての私自身が労働組合法の問題について渡邊議員蔵さんと同じ角度で同じ結論に到達したといふようなことは恐らくないだろうし、そう考へておられます。たま／＼挙げられた種類のストに對するところの見解において、似たものがある、併しこれを拜見しますと、可なりグリミティグな形の結論を付けておられますが、その委員会でも今も申し上げたように、私共の考へ方は一つ一つ現実に即した幅を持つた考へ方であること御了解を得たと思ひます。その必すしもこの点につきましても渡邊議員蔵さんと私共の解釈がビタツと一致しているといふようなことにもなつておらないと思ひます。もつと即往に立還りまして、決して渡邊議員蔵さんなり、或いはどの一つといたしまして、或いは共産党に對しても、社会党に對しても民自党に對しても同様であります。是非その政策と一致しなければならぬといふ、そういう立場で立案したのでないものでありまして、諸般の事情に立つて、そうして現在の與えられた條件の中ではこれが妥協だといふところに結論をつけて行つたというのが法案を決定する事実上の推移であつたと御了解願ひたいと思ひます。

○中野重治君 私の質問はこれでよろしい。

としての御質問はございませんですか。

○原虎一君 あとは逐條審議に入つても労働大臣は質問に應ずるといふ御意思でありますから、大体この程度で今日は一般質問を打ち切ることと賛成いたします。

○委員長(山田節男君) ではお諮りいたしますが、これを以ちまして一般質問は終了したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田節男君) 御異議ないと認めます。

○原虎一君 ちよつと又誤解があつてあとで問題になるといけませんから、あとでも機会があれば應ずるといふ政府の前提の下に……。

○國務大臣(鈴木正文君) 私からお答え申し上げます。もう衆議院の方は大体済んでおりますから、ずつと出て参りますから、その都度必要ときに一般質問されて結構でございます。

○委員長(山田節男君) ではさうに取計いたします。ではこれを以ちまして今日の労働委員会は、散会いたします。午後四時五十七分散会

出席者は左の通り

委員長 山田 節男君

理事 一松 政二君  
平野善治郎君  
早川 慎一君

委員 原 虎一君  
村尾 重雄君  
岡田喜久治君  
門屋 盛一君  
竹下 豊次君

國務大臣 田村 文吉君  
内閣総理大臣 中野 重治君  
労働大臣 吉田 茂君  
鈴木 正文君  
政府委員 宿谷 榮一君  
労働政務次官 賀來才二郎君  
労働事務官(労働局長) 松崎 芳君  
労働事務官(労働局労働法規課長) 高辻 正己君  
法務廳事務官(法制第三局長)



昭和二十四年六月八日印刷

昭和二十四年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局